

生命保険業界における反社会的勢力への対応指針

一般社団法人生命保険協会および生命保険会社は、生命保険事業に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するために、以下の考え方に則り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底することを宣言いたします。

1. 組織としての対応

倫理規程、行動規範、社内規則等に明文の根拠を設け、担当者や担当部署だけに任せずに、組織全体として対応する。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力への対応に備え、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携を行う。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求には応じない。なお、他社（信販会社等）との提携によって融資取引等を実施する場合も同様とする。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

5. 裏取引や資金提供の禁止

事実を隠ぺいするための裏取引は、絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

以上

平成23年 6月17日制定

平成25年11月15日改正

平成26年 2月21日改正

(平成26年 4月 1日施行)